

北九州市国際物流特区

都道府県名：

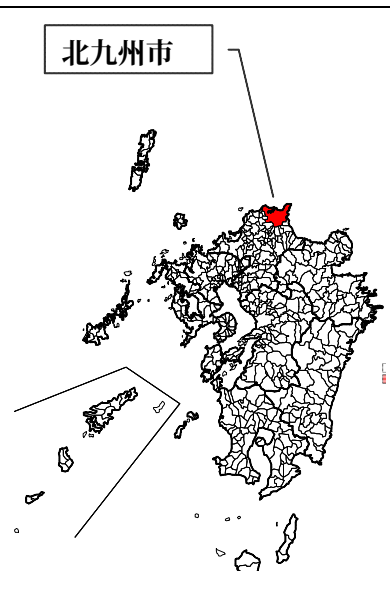
福岡県

申請主体名：

北九州市

区域の範囲：

北九州市の区域のうち、門司区及び小倉北区の全域並びに若松区、八幡東区及び八幡西区の区域の一部(北九州学術研究都市の全域並びに響灘及び洞海湾沿岸部の一部)



特区の概要：

環黄海における地理的優位性等の北九州市の特性を活かし、響灘地区コンテナターミナルの完成等とあいまって、アジアにおける戦略的な産業立地環境を提供することによって、我が国における産業の空洞化を防ぐとともに、日本経済再生及び構造改革を推進しようとするもの。

適用される規制の特例措置：

- ・臨時開庁手数料の軽減
- ・税関の執務時間外における通関体制の整備
- ・国の試験研究施設の使用手続きの迅速化、使用の容易化
- ・国有施設等の廉価使用の拡大
- ・電力の特定供給事業の許可対象の拡大

